

○「中華人民共和国向け輸出用医薬部外品及び化粧品証明書の発給について」の廃止について

(平成19年9月26日)

(薬食発第0926003号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医薬食品局長通知)

中華人民共和国向け輸出用医薬部外品及び化粧品における牛海綿状脳症(BSE)に関する証明書については、平成14年12月12日付け医薬発第1212001号厚生労働省医薬局長通知「中華人民共和国向け輸出用医薬部外品及び化粧品証明書の発給について」(以下「局長通知」という。)により発給を行ってきたところである。

今般、中国政府の公告により、平成19年8月30日をもって、当該証明書の提出の必要が無くなったことから、局長通知を廃止し、当該証明書の発給業務を廃止することとしたので、御了知のうえ、貴管下関係業者に対し周知徹底方御配慮願いたい。

なお、輸出される医薬品、医薬部外品及び医療機器の証明書の発給については、平成6年4月26日付け薬発第418号厚生省薬務局長通知「輸出用医薬品等の証明書の発給について」に基づき、また輸出される化粧品の証明書の発給については、平成13年3月6日付け医薬審発第166号厚生労働省医薬局審査管理課長通知「輸出用化粧品の証明書の発給について」に基づき、これまでどおり行うことを念のため申し添える。